

国民健康保険税を改正

1 税率を改正

国民健康保険は、被保険者の皆さんにご負担いただく保険税と国の補助金等によって運営されていますが、年々増加する医療費を賄い、健全な運営を図るため、税率を改正しました。

改正後の税率は次のとおりです。

医療分	改正前	改正後
所得割	6.9/100	7.8/100
資産割	19/100	19/100
均等割	25,500円/人	26,500円/人
平等割	22,000円/世帯	22,500円/世帯

介護分	改正前	改正後
所得割	1.7/100	1.83/100
資産割	2.8/100	2.8/100
均等割	9,100円/人	9,300円/人
平等割	6,700円/世帯	6,800円/世帯

2 医療給付費に係る課税限度額を引き上げ

医療分に係る課税限度額が53万円から56万円に引き上げられました。介護分については、限度額の変更はありません。(限度額9万円)

3 公的年金等控除の見直しに伴う経過措置

公的年金控除の見直しに伴い、国民健康保険税負担が増加する高齢者に配慮するため、①昭和15年1月1日以前生まれの方で、②平成17年度の個人住民税の算定にあたり公的年金等控除の適用があった方は、所得割算定基礎より、平成19年度は7万円を控除します。(この措置は、平成19年度のみ適用となります。)

《平成19年度所得割算定基礎計算方法》

(公的年金収入－公的年金控除－経過措置7万円)
 ＋年金所得以外の所得－基礎控除33万円
 ＝所得割算定基礎額
 ※〔 〕内がマイナスのときは〔 〕内の金額は0となります。

税率改正前後の試算額

例 夫婦と子ども2人 計4人加入

- 夫の所得資産
 営業所得 200万円
 (所得割算定基礎額 200万－33万＝167万)
 固定資産税 10万円
- 妻・子どもの所得資産はなし
 夫婦は40歳以上65歳未満で
 介護2号被保険者とする

改正前 年税額 314,200円
 改正後 年税額 336,400円

336,400－314,200＝22,200
 月々 約1,850円の増額

	改正前		改正後	
	医療	介護	医療	介護
所得割	(167万×6.9%) 115,230	(167万×1.7%) 28,390	(167万×7.8%) 130,260	(167万×1.83%) 30,561
資産割	(10万×19%) 19,000	(10万×2.8%) 2,800	(10万×19%) 19,000	(10万×2.8%) 2,800
均等割	(25,500×4名) 102,000	(9,100×2名) 18,200	(26,500×4名) 106,000	(9,300×2名) 18,600
平等割	22,000	6,700	22,500	6,800
年税額	258,230	56,090	277,760	58,761
	258,200	56,000	277,700	58,700
年税額	314,200円		336,400円	

100円未満切捨

100円未満切捨

例 夫婦2人 加入

- 夫の所得資産
 年金収入 260万円
 18年度(所得割算定基礎額 260万－120万－13万－33万＝94万)
 19年度(所得割算定基礎額 260万－120万－7万－33万＝100万)
 固定資産税 10万円
- 妻の所得資産
 年金収入 70万円(所得割算定基礎額 70万－120万＝0)
 固定資産税 なし
 ※夫婦は65歳以上で、介護分は年金より特別徴収とする。
 ※夫は公的年金控除等見直しに伴う経過措置(平成18年度 13万円、19年度 7万円)の対象者とする。

改正前 年税額 156,800円
 改正後 年税額 172,500円

172,500－156,800＝15,700
 月々 約1,308円の増額

	改正前	改正後
	医療	医療
所得割	(94万×6.9%) 64,860	(100万×7.8%) 78,000
資産割	(10万×19%) 19,000	(10万×19%) 19,000
均等割	(25,500×2名) 51,000	(26,500×2名) 53,000
平等割	22,000	22,500
年税額	156,860	172,500
	156,800	172,500
年税額	156,800円	172,500円

100円未満切捨

100円未満切捨